



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)

号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例(17)(税務課).....	4
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (18)(市町村振興課).....	15

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 総則に関する事項

徴収金又は納入金を納付し、又は納入することができる郵便局を中国地方各県内(現行 県内)の郵便局とすることとした。(第6条関係)

2 法人の県民税に関する事項

法人である政党又は政治団体について、収益事業を行わない場合に限り、均等割を課さないものとする
こととした。(第21条関係)

3 不動産取得税に関する事項

(1) 宅地評価土地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例措置に係る土地の取得期限を平成17年12
月31日(現行 平成14年12月31日)とすることとした。(第78条関係)

(2) 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を
3パーセントとする特例措置を講ずることとした。(第80条関係)

4 県たばこ税に関する事項

(1) 県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこ(旧三級品の紙巻た
ばこを除く。)に限り、1,000本につき969円(現行 868円)とすることとした。(第117条、第118条関
係)

(2) 旧三級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製
造たばこに限り、1,000本につき461円(現行 413円)とすることとした。(第118条関係)

(3) 平成15年7月1日以前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売
業者及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第3条関係)

5 ゴルフ場利用税に関する事項

税率を2分の1とする特例措置の対象から地方税法の規定により非課税とされる年齢70歳以上の者、障
害者等を除くこととした。(第127条関係)

6 自動車税に関する事項

(1) 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録か
ら一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を次のとおり講ずることとし
た。(第138条関係)

ア 環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自

動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車等について、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を、平成16年度について講ずることとした。

イ 環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置を、平成16年度以後について講ずることとした。

- (2) 自動車税の課税免除の対象に、身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有し、運転する自動車及び精神障害者が運転する自動車を加えることとした。(第137条関係)

7 自動車取得税に関する事項

- (1) 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成20年3月31日（現行 平成15年3月31日）とすることとした。(第175条、第176条関係)

- (2) 自動車取得税の課税免除の対象に、身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得し、運転する自動車及び精神障害者が運転する自動車を加えることとした。(第171条関係)

8 軽油引取税に関する事項

税率の特例措置の適用期限を平成20年3月31日（現行 平成15年3月31日）とすることとした。(第189条関係)

9 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

- (1) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

ア 1、6の(2)及び7の(2)に関する事項 平成15年4月1日

イ 4に関する事項 平成15年7月1日

ウ 6の(1)に関する事項 平成16年4月1日

- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 八頭郡の町村が処理することとされている鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣（クマに限る。）の捕獲の許可に係る事務に立入検査及び報告の徴収を加えることとした。(別表関係)
- 2 次の表の左欄に掲げる事務（その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとした。(別表関係)

事 務	市 町 村
1 児童手当法に基づく児童手当の支給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員に係るものに限る。）	各市町村
2 地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等	関金町
3 地方自治法に基づく市町村の区域内の町等の区域の設置等の届出の受理等	関金町
4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町及び大栄町
5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届出の受理及び知事への送付等	八頭郡船岡町及び智頭町、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町及び大栄町
6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく知事が返還する被爆者	八頭郡船岡町及び智

健康手帳の被爆者への引渡し	頭町、気高郡鹿野町 並びに東伯郡東郷町 及び大栄町
7 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可等	倉吉市
8 工場立地法に基づく特定工場の新設等の届出の受理等	倉吉市
9 農地法に基づく農地等の権利の設定又は移転の許可等	東伯郡羽合町
10 農地法に基づく農地を農地以外のものにする行為の許可等	八頭郡佐治村及び西 伯郡西伯町
11 土地改良法に基づく換地計画の認可等	倉吉市
12 土地改良法に基づく土地改良事業の認可等	倉吉市
13 土地改良法施行規則に基づく農業用排水路の指定	倉吉市
14 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣(クマに限る。)の捕獲の許可等	倉吉市並びに東伯郡 大栄町及び赤碕町
15 土地区画整理法に基づく個人施行者の土地区画整理事業の認可等	倉吉市
16 土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可等	鳥取市及び倉吉市
17 土地区画整理法施行令に基づく解任投票所等の公告	鳥取市及び倉吉市
18 都市計画法に基づく開発行為の許可等	東伯郡羽合町
19 都市計画法施行令に基づく面積の設定	東伯郡羽合町
20 国土利用計画法に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理等	鳥取市、八頭郡船岡 町、東伯郡三朝町及 び関金町並びに西伯 郡西伯町

3 各市町村が処理することとされている鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣(クマ等を除く。)の捕獲等の許可について、対象となる鳥獣の種類を増やすこととした。(別表関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、2の表の1の項に係る改正は、同年6月1日から施行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第17号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第6節 略 第7節 自動車税（ <u>第134条の2</u> 第146条） 第8節～第10節 略 第3章及び第4章 略 附則 （納付又は納入先） 第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は鳥取県、島根県、岡山県、 <u>広島県若しくは山口県の区域内の郵便局</u> （以下「郵便局」という。）に払い込まなければならない。 2 略	目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節～第6節 略 第7節 自動車税（ <u>第135条</u> 第146条） 第8節～第10節 略 第3章及び第4章 略 附則 （納付又は納入先） 第6条 納税者（個人の県民税、地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税、狩猟者登録税、自動車取得税及び入猟税に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書又は納入書によって、県指定金融機関、県指定代理金融機関若しくは県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）又は県内の郵便局（以下「郵便局」という。）に払い込まなければならない。 2 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2～4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)～(3) 略

(4) 略

6及び7 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間(法第72条の13第26項から第31項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(県民税の納税義務者等)

第21条 略

2～4 略

5 法人税法第2条第6号の公益法人等(次に掲げる法人を含む。)のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。

(1)～(3) 略

(4) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体

(5) 略

6及び7 略

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間(法第72条の13第25項から第29項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

2及び3 略

(宅地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されるものをいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、前条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例)

第80条 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和56年7月1日から平成16年6月30日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第105条 法附則第11条の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に取得の日から3年以内に住宅を取得したこと、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある住宅を取得していたことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅を取得した年月日

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に取得の日から3年以内に住宅を取得することを証明する書類を添付して第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、家屋番号、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日

2 法附則第11条の3第3項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の3第3項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法附則第11条の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の3第3項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

第105及び第106条 削除

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得

税の減額に関する申告)

第109条 法附則第11条の4第7項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する承認計画(以下この条及び次条において「承認計画」という。)に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を承認計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 施行令附則第9条の4第3項に規定する建設計画中の不動産(次条において「建設計画中の不動産」という。)にあつては、建設開始年月日

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、承認計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 不動産の所在、地番又は家屋番号、地目又は用途及び地積又は床面積
- (3) 不動産を取得した年月日
- (4) 建設計画中の不動産にあつては、建設を開始する予定年月日

2 法附則第11条の4第8項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第8項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

- (1) 法附則第11条の4第7項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。
- (2) 法附則第11条の4第8項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

第109条及び第110条 削除

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲げる計画(以下この条及び次条において「認定計画」という。)に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法附則第11条の4第6項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第6項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第5項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第6項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第113条 略

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同項の規定による徴収の猶予に係る期限が確定するまでの間、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに、引き続いて同項の規定の適用を受け

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第9項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する認定事業再構築計画(以下この条及び次条において「認定事業再構築計画」という。)に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定事業再構築計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、認定事業再構築計画に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

2 法附則第11条の4第10項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 法附則第11条の4第10項の規定によって徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

(1) 法附則第11条の4第9項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) 法附則第11条の4第10項の規定による徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったとき。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第113条 略

2 法附則第12条第1項の規定の適用を受ける者は、同項の規定による徴収の猶予に係る期限が確定するまでの間、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに、引き続いて同項の規定の適用を受け

たい旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 租税特別措置法第70条の4第4項の規定の適用があった農地等がある場合には、当該農地等の所在、地番、地目及び地積

(5)及び(6) 略

3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき793円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成15年7月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき969円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき461円とする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 年齢65歳以上70歳未満の者

(2) 略

(3) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条に規定する国民体育大会の予選会その他同条に規

たい旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 租税特別措置法第70条の4第3項の規定の適用があった農地等がある場合には、当該農地等の所在、地番、地目及び地積

(5)及び(6) 略

3 略

(たばこ税の税率)

第117条 たばこ税の税率は、1,000本につき692円とする。

(たばこ税の税率の特例)

第118条 平成11年5月1日以後に第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき868円とする。

2 平成11年5月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、前条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき413円とする。

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校の学生及び生徒(これらの学校における保健体育科目の実技又はこれらの学校の認めた課外活動としてゴルフ用具を自ら携帯してゴルフ場を利用する学生及び生徒に限る。)

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者

(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者で療育手帳の交付を受けているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(5) 年齢65歳以上の者

(6) 略

(7) スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第6条に規定する国民体育大会及びその予選会その他こ

定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会予選会等」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会予選会等の競技及び当該国民体育大会予選会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。）

2 略

3 第1項第1号の規定に該当して同項の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に、同号の規定に該当する者であることを証明する書類を提示しなければならない。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 電気自動車 電気を動力源とする自動車であつて、法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあつては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

(5) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車であつて、次に掲げるもの（1台に限る。）

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

れらに準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会等」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会等の競技及び当該国民体育大会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。）

2 略

3 第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務者に、同項第1号の規定に該当する者にあつては当該利用が学校における保健体育科目の実技又は学校の認めた課外活動であることを証明する書類を提出し、同項第2号から第5号までの規定に該当する者にあつてはこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を提示しなければならない。

(用語)

第134条の2 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあつては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校又は学校教育法第83条第1項に規定する各種学校において専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

(5) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「精神障害者」という。）が所有する自動車（身体障害者で18歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で次に掲げるもの（1台に限る。）

ア 当該身体障害者が運転する自動車

イ 当該身体障害者又は精神障害者（以下この条において「身体障害者等」という。）のためにその者

ウ 略

(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 略

ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 略

(8)~(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税、旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第3号に掲げるものに係る平成16年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税、特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税並びに特別環境重視型低燃費車のうち平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成16年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の中間軽課税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に定める額とする。

と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 略

(6) 略

(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 略

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 略

(8)~(13) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、次の表の自動車の欄に掲げる自動車に対し、1台について1年当たり、旧登録自動車のうち次項第1号に掲げるものに係る平成14年度以後の各年度分の自動車税及び旧登録自動車のうち同項第2号に掲げるものに係る平成15年度以後の各年度分の自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額とし、特別環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに特別環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額とし、環境重視型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境重視型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の中間軽課税率の欄に定める額とし、環境配慮型低燃費車のうち平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成14年度分及び平成15年度分の自動車税並びに環境配慮型低燃費車のうち平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成15年度分及び平成16年度分の自動車税にあっては同表の軽課税率の欄に定める額とし、それ以外の自動車にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

定める額とし、それ以外の自動車税にあっては同表の通常税率の欄に定める額とする。

自 動 車			略
(1) 乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a ~ j 略	
		k 電気自動車	
	イ 自家用	a ~ j 略	
		k 電気自動車	
(2) トラック (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a ~ m 略	
		n 電気自動車	
		o 略	
	イ 自家用	a ~ m 略	
		n 電気自動車	
		o及びp 略	
略			略

2 前項の旧登録自動車とは、次に掲げる自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

(1)及び(2) 略

(3) 平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号に掲げる自動車を除く。）

3 ~ 5 略

（自動車取得税の課税免除）

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2) 略

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車に次掲げるもの

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が取得したものに限る。）

イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 略

(4)~(11) 略

（自動車取得税の税率の特例）

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法

自 動 車			略
(1) 乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a ~ j 略	
		k 電気自動車等	
	イ 自家用	a ~ j 略	
		k 電気自動車等	
(2) トラック (3輪の小型自動車であるものを除く。)	ア 営業用	a ~ m 略	
		n 電気自動車等	
		o 略	
	イ 自家用	a ~ m 略	
		n 電気自動車等	
		o及びp 略	
略			略

2 前項の旧登録自動車とは、次の各号に掲げる自動車（電気自動車等並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）をいう。

(1)及び(2) 略

3 ~ 5 略

（自動車取得税の課税免除）

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)及び(2) 略

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「精神障害者」という。）が取得した自動車（身体障害者で18歳未満のもの又は精神障害者にあっては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で次に掲げるもの

ア 当該身体障害者が運転する自動車

イ 当該身体障害者又は精神障害者（以下この条及び次条において「身体障害者等」という。）のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 略

(4)~(11) 略

（自動車取得税の税率の特例）

第175条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法

第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成20年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われたときに限り、前条の規定にかかわらず、100分の5とする。

(自動車取得税の免税点)

第176条 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

(1) 略

(2) 平成2年4月1日から平成15年3月31日までの間に行われた自動車の取得 50万円

(軽油引取税の税率の特例)

第189条 平成5年12月1日から平成15年3月31日までの間に第187条第1項の表(1)若しくは(2)に規定する軽油の引取り、同表(3)の燃料炭化水素油の販売、同表(4)の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同表(5)の炭化水素油の消費若しくは同表(7)から(12)までの軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が同表(6)の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、前条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2,100円とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第1項、第134条の2、第137条第5号、第138条第1項(同項の表に限る。)及び第171条第3号の改正並びに附則第5条第1項及び第6条の規定 平成15年4月1日

(2) 第117条及び第118条の改正並びに附則第3条の規定 平成15年7月1日

(3) 第138条第1項(同項の表を除く。)及び第2項の改正並びに附則第5条第2項の規定 平成16年4月1日

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定(新条例第6条第1項の規定を除く。)中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第78条の規定は、平成15年1月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正法附則第6条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条の4第7項及び第8項の規定の適用を受けようとする者については、改正前の鳥取県税条例第109条及び第110条の規定は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成15年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に新条例第115条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第115条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 号)附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき101円

(2) 新条例第118条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円

3 前項に規定する者は、卸売販売業者等にあつてはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、小売販売業者にあつてはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第7条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第14条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第 号)附則第131条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分(新条例第120条及び第121条の規定を除く。)を適用する。

第9条第1項の表(6)	第120条第1項又は第3項	鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第17号。以下「平成15年改正条例」という。)附則第3条第3項
第122条第1項	第120条第1項から第4項までの規定によって申告書	平成15年改正条例附則第3条第3項の規定によって申告書
	第120条第1項から第4項までの規定によって申告納付する	平成15年改正条例附則第3条第3項及び第5項の規定によって申告納付する
第122条第2項	第120条第1項から第4項まで	平成15年改正条例附則第3条第3項
第124条第2項	経過した日	経過した日(当該経過した日が平成16年1月5日前である場合には、同日)

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべ

きものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正法第1条の規定による改正後の地方税法第74条の14の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第120条の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第7条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第4条 新条例第127条第1項及び第3項の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第137条及び第138条第1項(同項の表に限る。)の規定は、平成15年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成14年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第138条第1項(同項の表を除く。)及び第2項の規定は、平成16年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成15年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第6条 新条例第171条の規定は、平成15年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後

別表(第2条関係)

事 務	市町村等
<p>1 児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。(2)において同じ。)</p> <p>(2) 第17条第2項において準用する第7条第2項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定</p>	各市町村
<p>1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(羽合町及び北条町を除く。)西伯郡西伯町、淀江町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町
<p>1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町(羽合町を除く。)西伯郡の町(会見町を除く。)並びに日野郡日南町及び溝口町
<p>1の4 略</p>	

改 正 前

別表(第2条関係)

事 務	市町村等
<p>1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	各市、岩美郡岩美町、八頭郡船岡町及び若桜町、東伯郡の町(羽合町、関金町及び北条町を除く。)西伯郡西伯町、淀江町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町
<p>1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	各市、岩美郡の町村、八頭郡の町、気高郡の町、東伯郡の町(羽合町及び関金町を除く。)西伯郡の町(会見町を除く。)並びに日野郡日南町及び溝口町
<p>1の3 略</p>	

2～7 略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（10）略	南部箕蚊屋 広域連合
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）第2条第1項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付 （2）第2条第2項の規定により知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	八頭郡船岡 町及び智頭 町、気高郡 鹿野町並び に東伯郡東 郷町及び大 栄町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定による居住地の変更の届出の受理及び知事への送付 （2）第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請の受理及び知事への送付 （3）第6条の規定により知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	八頭郡船岡 町及び智頭 町、気高郡 鹿野町並び に東伯郡東 郷町及び大 栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）第4条第2項（第5条において準用する場合を含む。）、第6条第3項及び第7条第2項の規定により知事が返還する被爆者健康手帳の被爆者への引渡し （2）第7条第1項の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理及び知事への送付 （3）第7条の2第3項及び第8条の規定により返還される被爆者健康手帳の受理及び知事への送付	八頭郡船岡 町及び智頭 町、気高郡 鹿野町並び に東伯郡東 郷町及び大 栄町
9～19 略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（7）略	鳥取市及び 倉吉市
20～24の2 略	

2～7 略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（10）略	南部箕蚊屋 広域連合
9～19 略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（7）略	鳥取市
20～24の2 略	

<p>24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略</p>	<p>鳥取市、米子市及び倉吉市</p>	<p>24の3 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略</p>	<p>鳥取市及び米子市</p>
<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の4に規定する場合に係るものを除く。)</p> <p>(2) 第82条第1項の規定による立入調査等((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(3) 第83条の規定による報告の徴収((1)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村(郡家町及び船岡町を除く。)、気高郡の町並びに東伯郡羽合町、泊村及び三朝町</p>	<p>24の4 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の4に規定する場合に係るものを除く。)</p>	<p>鳥取市、倉吉市、岩美郡の町村、八頭郡の町村(郡家町及び船岡町を除く。)、気高郡の町並びに東伯郡泊村及び三朝町</p>
<p>24の5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による農地を農地以外のものにする行為の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為((2)において「特定転用」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(2) 第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取(特定転用に係るものを除く。)</p> <p>(3) 第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為((4)において「特定権利取得」という。)に係るものを除く。)</p> <p>(4) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取(特定権利取得に係るものを除く。)</p> <p>(5) 第82条第1項の規定による立入調査等((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>八頭郡佐治村及び西伯郡西伯町</p>		

<p>(6) 第83条の規定による報告の徴収 ((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>(7) 第83条の2の規定による許可の取消し等((1)及び(3)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>			
<p>24の6 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略</p>	<p>鳥取市及び倉吉市</p>	<p>24の5 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(7) 略</p>	<p>鳥取市</p>
<p>24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(22) 略</p>	<p>倉吉市、東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町</p>	<p>24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(22) 略</p>	<p>東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町</p>
<p>24の8 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定</p>	<p>倉吉市、東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町</p>	<p>24の7 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定</p>	<p>東伯郡大栄町及び赤碕町並びに西伯郡名和町</p>
<p>25 略</p>		<p>25 略</p>	
<p>26 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可(駆除を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。))又は狩猟鳥獣以外の鳥獣で<u>ヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のもの</u>の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、<u>ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵</u>の採取に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(2)~(6) 略</p>	<p>各市町村</p>	<p>26 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可(駆除を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)) <u>カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ドバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、サル、マングース又はノヤギ</u>の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものに限る。)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、<u>ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵</u>の採取に係るものに限る。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(2)~(6) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>27 略</p>		<p>27 略</p>	
<p>28 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(3) 略 (4) 第19条ノ2第1項の規定による<u>立入検査</u>(この項に規定する事務に係るものに限る。(5)において同じ。)</p>	<p>倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び赤碕町</p>	<p>28 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(3) 略</p>	<p>八頭郡の町村</p>

(5) 第20条ノ3の規定による報告の徴収			
29 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(7)までに掲げるもの	倉吉市、八頭郡の町村並びに東伯郡大栄町及び赤碓町	29 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(7)までに掲げるもの	八頭郡の町村
30~35 略		30~35 略	
35の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(11) 略	鳥取市及び倉吉市	35の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(11) 略	鳥取市
35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(21) 略	鳥取市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町	35の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(21) 略	東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	鳥取市、倉吉市、東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町	35の4 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	東伯郡三朝町及び西伯郡淀江町
36~41 略		36~41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(19) 略	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町
43 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第31条の規定による面積の設定	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡羽合町、三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町	43 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第31条の規定による面積の設定	鳥取市、米子市、倉吉市、東伯郡三朝町及び東伯町並びに西伯郡淀江町
44 略		44 略	
44の2 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1) 第23条第1項の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受理(2) 第24条第1項の規定による土地	鳥取市、八頭郡船岡町、東伯郡三朝町及び関金町並びに西伯郡西伯町	44の2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1) 第4条第1項の規定による特定建築主に対する指導及び助言(2) 第4条第2項の規定による特定	鳥取市

の利用目的の変更の勧告

- (3) 第25条の規定による報告の徴収
- (4) 第26条の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表
- (5) 第27条の2の規定による助言
- (6) 第41条第1項の規定による立入検査及び質問((1)から(5)までに掲げる事務に係るものに限る。)

44の3～48 略

建築主に対する指示

- (3) 第4条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (4) 第5条第3項の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定
- (5) 第5条第4項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理
- (6) 第5条第5項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定建築物の建築の計画の通知
- (7) 第6条の規定による計画の変更の認定
- (8) 第7条の規定による認定事業者からの報告の徴収
- (9) 第8条の規定による認定事業者に対する改善命令
- (10) 第9条の規定による特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定の取消し

44の3～48 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表1の3の項を同表1の4の項とし、同表1の2の項を同表の1の3の項とし、同表1の項を同表1の2の項とし、同項の前に同表1の項を加える改正並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表8の2の項から8の4の項まで、19の2の項、24の3の項から24の8の項まで、26の項、28の項、29の項、35の2の項から35の4の項まで、42の項、43の項及び44の2の項に掲げる許可等の処分その他の行為(次項において「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

4 平成15年6月1日前にされた申請に対する新条例別表1の項に掲げる認定(次項において「認定」という。)については、なお従前の例による。

5 平成15年6月1日前に知事又はその委任を受けた者がした認定は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした認定とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする認定についても、同様とする。

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第86号)附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる事務(鳥取市の区域

に係るものに限る。)は、鳥取市が処理する。